平成２５年（フ）第９９２号
東京都八王子市横川町509―３
破産者　長谷川央達
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００２号
神奈川県川崎市多摩区菅４丁目９―13―Ｂ103
破産者　行田　克己
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５６号
東京都新宿区上落合３丁目12―16　第三岡村荘203
破産者　高橋　正人
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６６号
東京都北区東田端１丁目14―６―203
破産者　安藤　康夫
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３３号
東京都品川区旗の台５丁目27―７　中川荘Ｆ号
破産者　倉田　　浩
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３６号
埼玉県川口市前川町４丁目65―５　前川ハイツ２階
破産者　加藤　牧子（旧姓長尾）
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６２号
東京都葛飾区青戸６丁目３―16―202
破産者　伊東　明美
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７４号
埼玉県秩父市上町２丁目17―10―205、開始決定時の住所東京都江東区大島６丁目30―16―502
破産者　齋藤　綾子
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９７号
東京都練馬区氷川台３丁目６―８　第２氷川台ハイム101
破産者　椿　　茂樹
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９８号
東京都町田市小川１丁目29―１　つくし野ローズプラザＡ―202
破産者　大野　　浩
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５９号
神奈川県相模原市中央区横山３丁目21―３―101
破産者　藤田栄利子
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６２号
神奈川県川崎市宮前区馬絹2421―16―305
破産者　石村　幸司
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３００号
埼玉県さいたま市中央区八王子４丁目４―４―202
破産者　大川　逸司
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６０３号
札幌市白石区東札幌５条４丁目３番31号
破産者　株式会社生鮮工房
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７３０号
さいたま市緑区東大門３丁目１番地９
破産者　有限会社プリモシステム
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７３１号
さいたま市緑区東大門３丁目１番地９
破産者　有限会社ユーキ運輸
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１号
広島市安佐北区落合南２丁目47番20号
破産者　有限会社ハイナックシステム
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２５３号
千葉県松戸市串崎南町10番地の２
破産者　エキポ株式会社
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００７２号
東京都港区新橋６丁目５番４号、旧本店所在地東京都中央区八丁堀３丁目５番７号
破産者　株式会社ＹＫコーポレーション
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３号
長野県飯田市松尾代田896番地
破産者　株式会社飯田マシンパーツ
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第１４６号
岐阜県多治見市喜多町１丁目92番地の１　エスポワール97―105
破産者　工藤　英一
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部